

別紙 13 保証書の様式

宿毛市長 ●● 殿

保証書(案)

<建設企業>(以下「保証人」という。)は、宿毛市における小中学校整備事業(以下「本件事業」という。)に関連して、<事業者名称>(以下「事業者」という。)が宿毛市(以下「市」という。)との間で締結した平成●年●月●日付け宿毛市における小中学校整備事業に係る特定事業契約書(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が市に対して負担するこの保証書の第1条の債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証書」という。)。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 各保証人は、事業契約第82条に基づく事業者の市に対する債務(以下「主債務」という。)を連帯して保証する。なお、保証人によるかかる保証の効力は、事業者が解散した場合であってもなお存続する。

(通知)

第2条 市が、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを全保証人に対して通知した場合、本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(履行の請求)

第3条 市が、各保証人に対して、市が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付することにより保証債務の履行を請求した場合、当該保証人は、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。本項に定めた保証債務の履行期限は、市及び当該保証人による別途協議の上、決定されるものとする。

2 各保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 各保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、当該保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第5条 各保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。ただし、事業者の各保証人に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、高知地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が[保証人数+1]部作成され、各保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、各1部を自ら保有する。

平成●年●月●日

保証人 [住所]  
<建設企業>  
[代表者名] 印

[住所]  
<建設企業>  
[代表者名] 印

[住所]  
<建設企業>  
[代表者名] 印